

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 令和5年10月26日

【中間会計期間】 第73期中(自 令和5年2月1日 至 令和5年7月31日)

【会社名】 株式会社 福岡カンツリー倶楽部

【英訳名】 FUKUOKA COUNTRY CLUB CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中尾和毅

【本店の所在の場所】 福岡市東区大字上和白1318番地の1

【電話番号】 092(606)2931

【事務連絡者氏名】(注) 経理課長 香月淳一

【最寄りの連絡場所】 福岡市東区大字上和白1318番地の1

【電話番号】 092(606)2931

【事務連絡者氏名】(注) 経理課長 香月淳一

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。
(注) 事務連絡者は、当社のゴルフ場施設一切の貸手先であり当社事務委任先である当社と同名の「福岡カンツリー倶楽部」に所属しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第71期中	第72期中	第73期中	第71期	第72期
会計期間	自 令和3年 2月1日 至 令和3年 7月31日	自 令和4年 2月1日 至 令和4年 7月31日	自 令和5年 2月1日 至 令和5年 7月31日	自 令和3年 2月1日 至 令和4年 1月31日	自 令和4年 2月1日 至 令和5年 1月31日
売上高 (千円)	60,330	66,360	66,360	120,690	132,992
経常利益又は 経常損失() (千円)	9,441	2,477	4,343	4,216	167
中間(当期)純損失() (千円)	9,970	3,006	4,872	1,307	891
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
発行済株式総数 (株)	6,808	6,808	6,808	6,808	6,808
純資産額 (千円)	1,390,004	1,395,661	1,392,904	1,398,668	1,397,777
総資産額 (千円)	1,404,763	1,491,402	1,473,084	1,414,374	1,448,591
1株当たり純資産額 (円)	204,172.27	205,003.16	204,598.15	205,444.79	205,313.89
1株当たり中間(当期) 純損失() (円)	1,464.56	441.62	715.74	192.04	130.89
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)					
1株当たり配当額 (円)					
自己資本比率 (%)	98.9	93.5	94.5	98.8	96.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	19,712	15,219	28,903	37,311	33,702
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	10,101	8,486	22,298	5,191	112,895
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)		50,000			40,000
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	32,336	111,578	22,258	54,845	15,652
従業員数 (人)					

- (注) 1 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

当社には従業員は存在しません。なお、当社の業務執行につきましては、福岡カンツリー倶楽部に業務委託しております。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合は結成されておりません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1)経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等はありません。

(2)事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更はありません。
また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

当中間会計期間の賃貸収入は、前年同期と同様66,360千円となりました。

また、一般管理費は、67,455千円と前年同期と比べ2,740千円の増加となりました。

以上の結果、当中間会計期間の業績は、営業損失1,095千円（前年同期は営業利益1,645千円）、経常損失4,343千円（前年同期は経常損失2,477千円）、中間純損失4,872千円（前年同期は中間純損失3,006千円）となりました。

なお、セグメントの業績については、不動産賃貸業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

(2) 財政状態

当中間会計期間末における流動資産は25,482千円となり、前事業年度末に比べ629千円増加いたしました。

これは主に現金及び預金が6,605千円増加、未収消費税等が4,962千円減少したことによるものであります。

固定資産は、1,447,601千円となり、前事業年度末に比べ23,863千円増加いたしました。

これは主に12番ホール、14番ホール及び17番ホールバンカー改修工事や4番ホールフェアウェイ排水設備改修工事、クラブハウス3階空調設備更新等の設備投資によるものであります。

以上の結果、当中間会計期間末における資産合計は1,473,084千円となり、前事業年度末に比べ24,493千円増加いたしました。

当中間会計期間末における負債合計は80,180千円となり、前事業年度末に比べ29,366千円増加いたしました。

これは主に設備投資等による未払金が増加したことによるものであります。

当中間会計期間末における純資産合計は1,392,904千円となり、前事業年度末に比べ4,872千円減少いたしました。これは中間純損失の計上によるものであります。

(3) キャッシュ・フロー

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末比6,605千円増加し、22,258千円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、未払金の増加等により、前中間会計期間比13,684千円収入が増加して28,903千円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出の増加により、前中間会計期間比13,812千円支出が増加して22,298千円の支出となりました。

(4)生産、受注及び販売の実績

生産実績

不動産賃貸業であり、該当する情報がないため、記載していません。

受注実績

不動産賃貸業であり、該当する情報がないため、記載していません。

販売実績

当中間会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	賃貸収入金額(千円)	前年同期比(%)
不動産賃貸業	66,360	100.0
合計	66,360	100.0

(注) 前中間会計期間及び当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間		当中間会計期間	
	賃貸収入金額 (千円)	割合(%)	賃貸収入金額 (千円)	割合(%)
福岡カンツリー倶楽部	66,360	100.0	66,360	100.0

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間の設備投資につきましては、クラブハウス3階空調設備更新工事、4番ホールフェアウェイ排水設備改修工事、12番ホール、14番ホール及び17番ホールバンカー改修工事、コース内スプリンクラー（散水設備）移設工事等を実施した結果、設備投資額は48,940千円となりました。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更

該当事項はありません。

(2) 重要な設備計画の完了

前事業年度末に計画していた設備計画のうち、当中間会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

設備の内容	投資額(千円)	完了年月
11番ホール及び18番ホールカート道整備工事	3,950	令和5年2月
コース内スプリンクラー（散水設備）移設工事	3,900	令和5年4月
クラブハウス3階空調設備更新工事	7,600	令和5年5月
4番ホールフェアウェイ排水設備改修工事	9,500	令和5年6月
12番ホール、14番ホール及び17番ホールバンカー改修工事	12,800	令和5年6月

(3) 重要な設備の新設等

当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等の計画はありません。

(4) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	26,000
計	26,000

(注) 当社定款第11条の定めにより株式を譲渡するには取締役会の承認を得なければならないとされております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (令和5年7月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和5年10月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,808	同左	非上場・非登録	(注) 1、2
計	6,808	同左		

(注) 1 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

2 株式の譲渡制限に関する規定は次の通りであります。

当社の発行する全部の株式について、会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡又は取得については、取締役会の承認を要する旨を定款第11条において定めております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

(ライツプランの内容)

該当事項はありません。

(その他の新株予約権等の状況)

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和5年7月31日		6,808		1,000,000		384,907

(5) 【大株主の状況】

令和5年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
西日本鉄道株式会社	福岡市博多区博多駅前3丁目5番7号	250	3.67
福岡カンツリー倶楽部	福岡市東区大字上和白1318番地の1	175	2.57
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号	110	1.61
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	75	1.10
昭和鉄工株式会社	福岡県糟屋郡宇美町宇美3351番地の8	40	0.58
株式会社新出光	福岡市博多区上呉服町1番10号	40	0.58
西部ガスホールディングス株式会社	福岡市博多区千代1丁目17番1号	30	0.44
RKB毎日放送株式会社	福岡市早良区百道浜2丁目3番8号	30	0.44
KBCグループホールディングス株式会社	福岡市中央区長浜1丁目1番1号	25	0.36
日本通運株式会社	東京都千代田区神田和泉町2番地	22	0.32
計	-	797	11.70

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和5年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,808	6,808	
単元未満株式			
発行済株式総数	6,808		
総株主の議決権		6,808	

【自己株式等】

令和5年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(令和5年2月1日から令和5年7月31日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和5年1月31日)	当中間会計期間 (令和5年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,652	22,258
前払費用	1,864	851
未収消費税等	7,336	2,373
流動資産合計	24,853	25,482
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1 490,813	1 492,566
構築物（純額）	1 175,883	1 188,821
機械及び装置（純額）	1 18,668	1 18,367
工具、器具及び備品（純額）	1 99	1 80
コース勘定	666,898	676,587
土地	71,145	71,145
有形固定資産合計	1,423,509	1,447,568
無形固定資産		
ソフトウェア	228	32
無形固定資産合計	228	32
固定資産合計	1,423,737	1,447,601
資産合計	1,448,591	1,473,084
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	10,000	10,000
未払金	6,292	35,990
未払法人税等	4,521	3,991
その他		198
流動負債合計	20,814	50,180
固定負債		
長期借入金	30,000	30,000
固定負債合計	30,000	30,000
負債合計	50,814	80,180
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	384,907	384,907
資本剰余金合計	384,907	384,907
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,869	7,997
利益剰余金合計	12,869	7,997
株主資本合計	1,397,777	1,392,904
純資産合計	1,397,777	1,392,904
負債純資産合計	1,448,591	1,473,084

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和4年2月1日 至 令和4年7月31日)	当中間会計期間 (自 令和5年2月1日 至 令和5年7月31日)
賃貸収入	66,360	66,360
一般管理費	1 64,714	1 67,455
営業利益又は営業損失()	1,645	1,095
営業外収益	12	61
営業外費用	2 4,134	2 3,309
経常損失()	2,477	4,343
税引前中間純損失()	2,477	4,343
法人税、住民税及び事業税	529	529
法人税等合計	529	529
中間純損失()	3,006	4,872

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和4年2月1日 至 令和4年7月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,000,000	384,907	384,907	13,760	13,760	1,398,668	1,398,668
当中間期変動額							
中間純損失()				3,006	3,006	3,006	3,006
当中間期変動額合計				3,006	3,006	3,006	3,006
当中間期末残高	1,000,000	384,907	384,907	10,754	10,754	1,395,661	1,395,661

当中間会計期間(自 令和5年2月1日 至 令和5年7月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,000,000	384,907	384,907	12,869	12,869	1,397,777	1,397,777
当中間期変動額							
中間純損失()				4,872	4,872	4,872	4,872
当中間期変動額合計				4,872	4,872	4,872	4,872
当中間期末残高	1,000,000	384,907	384,907	7,997	7,997	1,392,904	1,392,904

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和4年2月1日 至 令和4年7月31日)	当中間会計期間 (自 令和5年2月1日 至 令和5年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失()	2,477	4,343
減価償却費	19,474	21,964
固定資産除却損	3,887	3,111
その他	4,606	9,229
小計	16,278	29,962
法人税等の支払額	1,059	1,059
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,219	28,903
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	8,486	22,298
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,486	22,298
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	50,000	
財務活動によるキャッシュ・フロー	50,000	
現金及び現金同等物の増減額()は減少)	56,733	6,605
現金及び現金同等物の期首残高	54,845	15,652
現金及び現金同等物の中間期末残高	111,578	22,258

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、建物(建物附属設備を除く)につきましては、平成10年度の税制改正により耐用年数の短縮が行われておりますが、改正前の耐用年数を継続して適用しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

2 収益及び費用の計上基準

不動産賃貸による収益は、「リース取引に関する会計基準(企業会計基準第13号 2007年3月30日)」に従い、賃貸借期間にわたって計上しております。

3 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期的な投資としております。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (令和5年1月31日)	当中間会計期間 (令和5年7月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,885,301千円	1,907,070千円

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和4年2月1日 至 令和4年7月31日)	当中間会計期間 (自 令和5年2月1日 至 令和5年7月31日)
有形固定資産	19,278千円	21,768千円
無形固定資産	195	195

2 営業外費用の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和4年2月1日 至 令和4年7月31日)	当中間会計期間 (自 令和5年2月1日 至 令和5年7月31日)
固定資産除却損	3,887千円	3,111千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 令和4年2月1日 至 令和4年7月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	6,808			6,808

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

.当中間会計期間(自 令和5年2月1日 至 令和5年7月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	6,808			6,808

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、下記のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和4年2月1日 至 令和4年7月31日)	当中間会計期間 (自 令和5年2月1日 至 令和5年7月31日)
現金及び預金	111,578千円	22,258千円
現金及び現金同等物	111,578千円	22,258千円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(令和5年1月31日)

「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間(令和5年7月31日)

「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 令和4年2月1日 至 令和5年1月31日)

当社賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は次のとおりであります。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	期首残高	1,357,044
	期中増減額	66,464
	期末残高	1,423,509
期末時価		1,336,500

- (注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2 当事業年度の期中増減額のうち、増加はコース設備の改修等111,350千円、減少は減価償却40,341千円、除売却は4,544千円であります。
3 当事業年度末の時価の算定方法について、主要な物件の時価は社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

当中間会計期間(自 令和5年2月1日 至 令和5年7月31日)

賃貸等不動産の中間貸借対照表計上額及び中間貸借対照表日における時価に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められないため、賃貸等不動産の中間貸借対照表計上額及び当中間会計期間における主な変動並びに中間貸借対照表日における時価及び当該時価の算定方法は、省略しております。

(収益認識関係)

当社は、福岡カンツリー倶楽部への不動産賃貸業を事業として営んでおり、収益認識に関する会計基準の対象となる収益がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、不動産賃貸業の単一セグメントであり重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 令和4年2月1日 至 令和4年7月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
福岡カンツリー倶楽部	66,360	不動産賃貸業

当中間会計期間(自 令和5年2月1日 至 令和5年7月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
福岡カンツリー倶楽部	66,360	不動産賃貸業

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和5年1月31日)	当中間会計期間 (令和5年7月31日)
(1) 1株当たり純資産額	205,313円89銭	204,598円15銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	1,397,777	1,392,904
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	1,397,777	1,392,904
普通株式の発行済株式数(株)	6,808	6,808
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(株)	6,808	6,808

	前中間会計期間 (自 令和4年2月1日 至 令和4年7月31日)	当中間会計期間 (自 令和5年2月1日 至 令和5年7月31日)
(2) 1株当たり中間純損失()	441円62銭	715円74銭
(算定上の基礎)		
中間純損失()(千円)	3,006	4,872
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る中間純損失()(千円)	3,006	4,872
普通株式の期中平均株式数(株)	6,808	6,808

(注) 前中間会計期間及び当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度第72期(自 令和4年2月1日 至 令和5年1月31日)令和5年4月26日福岡財務支局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和5年10月25日

株式会社 福岡カンツリー倶楽部
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嵯峨 貴弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 祐二

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福岡カンツリー倶楽部の令和5年2月1日から令和6年1月31日までの第73期事業年度の中間会計期間(令和5年2月1日から令和5年7月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福岡カンツリー倶楽部の令和5年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(令和5年2月1日から令和5年7月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。